

○熊本大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 2 号)

改正	平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号	平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号	平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号
	平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号
	平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号	平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号	平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号
	平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号	平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号	平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号
	平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号	平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号	平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号
	平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号	平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号	平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号
	平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号	平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号	平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号
	平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号	平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号	平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号
	平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号	平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号	平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号
	平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号	平成 25 年 7 月 25 日学則第 5 号	平成 26 年 4 月 25 日学則第 3 号
	平成 26 年 11 月 27 日学則第 6 号	平成 27 年 1 月 22 日学則第 1 号	平成 27 年 2 月 27 日学則第 4 号
	平成 27 年 3 月 26 日学則第 6 号	平成 27 年 6 月 25 日学則第 9 号	平成 28 年 1 月 28 日学則第 2 号
	平成 28 年 2 月 24 日学則第 4 号	平成 28 年 3 月 24 日学則第 6 号	平成 28 年 5 月 26 日学則第 8 号
	平成 28 年 9 月 23 日学則第 9 号	平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号	平成 29 年 11 月 24 日学則第 5 号
	平成 30 年 3 月 22 日学則第 2 号	平成 30 年 4 月 26 日学則第 5 号	平成 30 年 9 月 27 日学則第 6 号
	平成 30 年 12 月 27 日学則第 9 号	平成 31 年 2 月 28 日学則第 2 号	平成 31 年 3 月 28 日学則第 5 号
	令和元年 5 月 7 日学則第 7 号	令和 2 年 2 月 27 日学則第 2 号	令和 2 年 3 月 26 日学則第 4 号
	令和 2 年 9 月 24 日学則第 5 号	令和 2 年 10 月 2 日学則第 7 号	令和 3 年 2 月 24 日学則第 2 号
	令和 3 年 4 月 22 日学則第 4 号	令和 4 年 3 月 24 日学則第 2 号	令和 4 年 9 月 22 日学則第 6 号
	令和 5 年 2 月 22 日学則第 2 号	令和 5 年 3 月 23 日学則第 4 号	令和 5 年 7 月 27 日学則第 5 号
	令和 6 年 1 月 25 日学則第 1 号	令和 6 年 3 月 28 日学則第 3 号	令和 7 年 3 月 27 日学則第 2 号
	令和 8 年 2 月 19 日学則第 2 号	令和 8 年 3 月 26 日学則第 5 号	

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的(第 1 条)

第 2 節 教育研究組織等(第 2 条―第 14 条)

第 3 節 職員組織(第 15 条―第 16 条の 2)

第 2 章 学部等通則

第 1 節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第 17 条―第 22 条)

第 2 節 入学(第 23 条―第 33 条)

第 3 節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等(第 34 条―第 46 条)

第 4 節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍(第 47 条―第 55 条)

第 5 節 健康管理(第 56 条・第 57 条)

第 6 節 卒業(第 58 条―第 62 条)

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第63条―第76条)

第8節 授業料等(第77条―第87条)

第9節 賞罰(第88条・第89条)

第10節 寄宿舎(第90条)

第11節 特別の課程(第91条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(教育研究上の目的)

第1条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

2 学部及び学環の教育研究上の目的は、それぞれの学部又は学環の規則で定め、公表するものとする。

第2節 教育研究組織等

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学部 人文科学科

教育学 共同教員養成課程 養護教諭養成課程
部

法学部 法学科

理学部 理学科

医学部 医学科 保健学科

薬学部 薬学科 創薬・生命薬科学科

工学部 土木建築学科 機械数理工学科 情報電気工学科 材料・応用化学科 半導体デバイス工学課程

2 収容定員は、別に定める。

3 学部に関する規則は、別に定める。

(学環及び収容定員)

第3条 本学に、次の学環を置く。

情報融合学環

共創学環

2 収容定員は、別に定める。

3 学環に関する規則は、別に定める。

(専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

(別科)

第5条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科

人文社会科学研究部

先端科学研究部

生命科学研究部

社会文化科学教育部

自然科学教育部

医学教育部

保健学教育部

薬学教育部

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所)

第6条の2 本学に、次の研究所を置く。

発生医学研究所

産業ナノマテリアル研究所

2 研究所に関する規則は、別に定める。

(病院)

第6条の3 本学に、病院を置く。

2 病院に関する規則は、別に定める。

(附属学校)

第7条 本学に、教育学部附属の次の学校を置く。

附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校

2 附属学校に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設等)

第8条 本学に、次の学部、研究部、教育部又は研究所に附属する教育施設及び研究施設を置く。

文学部 漱石・八雲教育研究センター 国際マンガ学教育研究センター

教育学部 教育実践総合センター

法学部 地域の法と公共政策教育研究センター

工学部 工学研究機器センター グローバル人材基礎教育センター

大学院人文 国際人文社会科学研究センター

社会科学研
究部

大学院先端
科学研究部 イノベーション研究教育センター 生物環境農学国際研究センター

大学院生命
科学研究部 エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター 臨床医学教育研究センター 健康
長寿代謝制御研究センター グローバル天然物科学研究センター 生体情報研究
センター ワクチン開発研究センター

大学院自然
科学教育部 総合科学技術共同教育センター

発生医学研
究所 臓器再建研究センター 高深度オミクス研究センター

2 教育施設及び研究施設に関する規則は、別に定める。

(研究開発戦略本部)

第8条の2 本学に、研究開発戦略本部を置く。

2 研究開発戦略本部に関する規則は、別に定める。

第8条の3 削除

(グローバル推進機構)

第8条の4 本学に、グローバル推進機構を置く。

2 グローバル推進機構に関する規則は、別に定める。

(教育・学生支援機構)

第8条の5 本学に、教育・学生支援機構を置く。

2 本学に、教育・学生支援機構の附属施設として、教職総合センターを置く。

3 教育・学生支援機構及び教職総合センターに関する規則は、別に定める。

(先進軽金属材料国際研究機構等)

第8条の6 本学に、富山大学と連携して、先進軽金属材料国際研究機構及び先進チタン国際研
究センターを置く。

2 前項の先進チタン国際研究センターの下に、大学ごとに先進チタン国際研究センターを置く。

3 本学に、軽金属材料研究拠点及び先進マグネシウム国際研究センターを置く。

4 前3項に規定する先進軽金属材料国際研究機構等に関する規則は、別に定める。

(半導体・デジタル研究教育機構)

第8条の7 本学に、半導体・デジタル研究教育機構を置く。

2 本学に、半導体・デジタル研究教育機構の附属施設として、情報統括センターを置く。

3 半導体・デジタル研究教育機構及び情報統括センターに関する規則は、別に定める。

(キャンパスミュージアム推進機構)

第8条の8 本学に、キャンパスミュージアム推進機構を置く。

2 キャンパスミュージアム推進機構に関する規則は、別に定める。

(国際先端医学研究機構)

第8条の9 本学に、国際先端医学研究機構を置く。

2 国際先端医学研究機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 永青文庫研究センター
- くまもと水循環・減災研究教育センター
- 生命資源研究・支援センター
- 環境安全センター
- 埋蔵文化財調査センター

2 学内共同教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(ヒトレトロウイルス学共同研究センター)

第10条 本学に、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。

2 ヒトレトロウイルス学共同研究センターに関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(保健センター)

第12条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は、別に定める。

第13条 削除

(その他の組織)

第14条 本学に、本節に定めるもののほか、必要な教育研究組織等を置くことができる。

第3節 職員組織

(職員)

第15条 本学に、学長及び副学長を置き、学部(学環を含む。第6項において同じ。)に学部長(学環にあっては学環長。第6項において同じ。)を、研究科(研究部及び教育部を含む。第6項において同じ。)に研究科長(研究部にあっては研究部長、教育部にあっては教育部長。第6項において同じ。)を置く。

- 2 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。
- 4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。
- 7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

- 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 第3項に規定する職員の職務については、別に定める。

第16条 附属学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
- 5 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。
- 7 教諭は、児童等の教育をつかさどる。
- 8 養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
- 9 栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(職員の協働)

第16条の2 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、職員相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

第2章 学部等通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第17条 学部及び学環の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科においては6年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条の2 学部及び学環は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第18条 第69条に定める科目等履修生及び第91条に定める特別の課程履修生として、本学で一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数その他の事項を勘案して、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第19条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、理学部及び工学部の在学期間は、6年を超えることができない。

- 3 第17条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、学部規則又は学環規則の定めるところによる。

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する学期の期間は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前2項に規定する学期の区分及び期間は、学部又は学環の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第22条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 11月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月3日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

- 2 臨時休業日は、必要に応じて学長がその都度定める。
- 3 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部又は学環の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

第2節 入学

(入学時期)

第23条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第24条 入学資格者は、学教法第90条第1項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第150条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学教法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの
(入学志願手続)

第25条 入学志願者は、所定の検定料を添え、別に定める志願手続により願出しなければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学志願者については、選考を行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第27条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の許可)

第28条 合格者が、指定の期日までに、所定の入学料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

2 合格者が、入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第29条 入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなくて、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学・編入学・転入学)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者が、再入学、編入学又は転入学を志願するときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可することができる。

(1) 願いにより退学した者又は第55条第1号、第4号、第5号若しくは第6号に該当し学籍を除かれた者で、退学又は除籍後2年以内に再入学を願出たもの

- (2) 学教法施行規則第 155 条第 1 項第 7 号の規定により、医学を履修する博士課程に入学した者で同課程を修了し、又は単位取得退学後若しくは願いによる退学後、速やかに医学部へ再入学を願い出たもの
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を願い出たもの
 - (4) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で編入学を願い出たもの
 - (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの
 - (6) 大学を卒業した者で、編入学を願い出たもの
 - (7) 学教法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を願い出たもの
 - (8) 大学に 2 年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、願いにより退学した者で、編入学を願い出たもの
 - (9) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者で編入学を願い出たもの
 - (10) 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの
 - (11) 学教法施行規則附則第 7 条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者で、編入学を願い出たもの
 - (12) 構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 14 条第 1 項の認定に係る職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練(同項に規定する特定高度職業訓練をいう。)を修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で、本学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるもののうち、編入学を願い出たもの
 - (13) 他の大学の学生で、転入学を願い出たもの
- 2 前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。
(第 3 年次編入学)
- 第 31 条 第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可する。
- 2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。
(再入学、編入学又は転入学を許可された者の在学期間)
- 第 32 条 前 2 条により入学を許可された者の在学期間は、第 19 条の規定にかかわらず、在学年数の 2 倍を超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 2 項の規定により、修業年限の 2 倍に満たない在学期間を定める学部にあつては、学部規則の定めるところによる。
(適用規定)

第33条 第23条、第25条及び第27条から第29条までの規定は、第30条及び第31条により入学する者に適用する。

第3節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等

(教育課程の編成方針)

第34条 各学部及び各学環は、学教法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部又は学環が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教養教育に関する授業は、全学協力の下に教育・学生支援機構が行う。

(共同教育課程の編成)

第34条の2 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第43条第1項に規定する共同教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

2 第2条第1項に規定する共同教員養成課程は、前項の規定に基づき、佐賀大学との共同教育課程として編成する。

(連携開設科目)

第34条の3 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第34条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(教育課程の編成方法等)

第35条 本学の教育課程は、基礎科目、教養科目及び教職科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成する。

2 教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3 第1項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第36条 各学部及び各学環の学生は、当該学部又は学環所定の教育課程を履修しなければならない。

- 2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)及び学部規則又は学環規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第37条 学部及び学環は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 学部及び学環は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の聴講等)

第38条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。

- 2 他の学部又は学環の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属する学部又は学環の長及び授業の聴講等を希望する学部又は学環の長の承認を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第38条の2 学生が、本学大学院へ入学を希望するときは、本学大学院の研究科又は教育部の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の研究科又は教育部の授業科目の履修には、所属する学部又は学環の長及び当該研究科又は教育部の長の承認を受けなければならない。
3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第39条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法(講義、演習、実験、実習又は実技の授業)に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の2 学部及び学環は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部及び学環は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第40条 一つの授業科目を履修した者には、学力試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第 41 条 第 35 条第 3 項及び第 4 項の授業方法により修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124 単位を超える単位数を卒業要件とする学部又は学環にあつては、別に定める。

2 第 43 条から第 45 条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(1 年間の授業期間)

第 42 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第 42 条の 2 学生が共同教育課程を編成する他の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、本学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 42 条の 3 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 43 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前 3 項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 44 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校(専攻科)における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第 45 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した単位(大学設置基準第 31 条第 1 項及

び第2項の規定により修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

第46条 前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

- 2 前3条の規定による単位の認定は、教授会において行う。

第4節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第47条 疾病その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない者は、所定の休学願により、学部長又は学環長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 前項の場合、学長は、その学期又は学年に限り、これを許可することができる。

第48条 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第49条 休学は、更新することができる。ただし、その期間は、通算して修業年限を超えることができない。

- 2 第30条及び第31条により入学を許可された者並びに第51条により転部、転科又は転課程(以下「転部等」という。)を許可された者の休学期間は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間中に復学しようとする者は、所定の復学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学していた場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 前項の場合、学長は、これを許可する。
- 3 休学期間を満了して復学する場合も、期間満了1か月前に、第1項に準じて願い出なければならない。

(転部、転科及び転課程)

第51条 他の学部又は学環に転部等を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長が許可する。

2 前項により転部等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転部等後の学部又は学環の教授会において行う。

3 第1項により転部等を許可された者の在学期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。ただし、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部にあつては、学部規則の定めるところによる。

(転学)

第52条 他の大学へ転学しようとする者は、所定の転学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(留学)

第53条 外国の大学又は短期大学で学修するため留学を志願する者は、所定の留学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 留学の期間は、第17条の修業年限に含まれるものとする。

(願いによる退学)

第54条 退学しようとする者は、所定の退学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため退学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部長又は学環長の申し出により、学長がこれを除籍する。

(1) 行方不明の届出のあった者

(2) 第19条、第32条及び第51条第3項に規定する期間を超えた者

(3) 第49条第1項ただし書及び第2項に規定する期間を超えた者

(4) 納付すべき入学金を指定の期日までに納付しない者

(5) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者

(6) 正当な理由がなくて欠席が長期にわたる者

(7) 成業の見込がないと認められる者

第5節 健康管理

(健康診断)

第56条 学生は、毎年定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の諸処置)

第57条 前条の健康診断のほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

第6節 卒業

(卒業の要件)

第58条 卒業の要件は、学部又は学環所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することとする。

(早期卒業)

第59条 本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第60条 卒業者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(卒業の認定)

第61条 卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学年又は学期の終わりに学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、単位未修得等のため、卒業の認定を受けることができなかつた者については、次学期中にこれを行うことができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第62条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、学部規則又は学環規則の定めるところによる。

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第63条 本学において、特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部又は学環の授業、研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途とすることがある。

第64条 研究生として入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者(短期大学を含む。)

(2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者

(3) 教授会で適当であると認めた者

第65条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項、研究期間及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

第66条 研究生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、研究生が研究の都合により在学期間の更新を願い出たときは、これを許可することがある。

第67条 研究生は、研究事項について指導教員の指導のもとに研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができる。

第 68 条 研究生は、研究期間が終了したとき又は研究を終了したときは、指導教員を経て、研究成果報告書を学部長又は学環長に提出しなければならない。

(科目等履修生)

第 69 条 本学において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第 70 条から第 72 条まで 削除

(特別聴講学生)

第 73 条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校のあるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

第 74 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。

(外国人留学生)

第 75 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語教育等の充実を図るため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第 76 条 前条第 2 項の規定に基づき外国人留学生に対して開設する授業科目の履修は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

第 8 節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 77 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定めるところによる。

(入学料の免除)

第 78 条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第 79 条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、指定の期日まで入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の徴収方法)

第80条 授業料は、次の2期に分けて年額の2分の1ずつを徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期中に、当該年度の後期に係る授業料を徴収することができる。

前期(4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)

徴収期 4月1日から4月30日まで

後期(10月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)

徴収期 10月1日から10月31日まで

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに徴収する。
- 3 前期の徴収期後に入学を許可された者は、入学した日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 4 学期の途中で復学を許可された者は、復学の日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 5 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。
- 6 研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の授業料徴収の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(納入の請求)

第81条 授業料は、その納入の請求を所定の場所への掲示をもって行うことができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第82条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。

(1) 検定料を納めた者で、出願しなかったもの 当該検定料相当額

(2) 検定料を納めた者で、出願が受理されなかったもの 当該検定料相当額

(3) 一の入学試験に係る検定料を、2回以上納めた者 所定の検定料を超える額に相当する額

(4) 学部又は学環において、出願書類等による選抜(以下この号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者 第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(5) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者 前号に定める額に相当する額

(6) 入学を許可するときに授業料を納めた者で、3月31日までに入学を辞退したもの 当該授業料相当額

(7) 前期中に後期に係る授業料を併せて納めた者で、後期に係る授業料の徴収期前に休学又は退学したもの 当該後期に係る授業料の額

(授業料の免除)

第 83 条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、授業料を免除することができる。

第 84 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

2 前項に規定する者のほか死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 85 条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(免除、徴収猶予等の取消)

第 86 条 第 79 条の徴収猶予、第 84 条の免除又は前条の徴収猶予若しくは月割分納の許可があったあとで、その理由が消滅したと認めるときは、その許可を取り消す。

(免除及び徴収猶予に関する規則)

第 87 条 この学則に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予の実施に関する規則は、別に定める。

第 9 節 賞罰

(表彰)

第 88 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。この場合、学長は、当該表彰について国立大学法人熊本大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に報告する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 89 条 学生が本学の規則に背き、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長又は学環長の申出により、学長は、これを懲戒する。この場合、学長は、当該懲戒について教育研究評議会に報告する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 90 条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

第 11 節 特別の課程

第 91 条 本学の学生以外の者を対象として、学教法第 105 条に規定する特別の課程を編成し、これを履修する者(以下「特別の課程履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

- 2 特別の課程履修生に対する単位の授与については、第 40 条の規定を準用する。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の学科については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
法学部 公共政策学科
理学部 数理科学科 物理科学科 物質化学科 地球科学科 生物科学科 環境理学科
- 3 熊本大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 3 月 26 日制定)により廃止された熊本大学学則(昭和 24 年 6 月 1 日制定)の附則の規定により存続するものとされた学科又は課程のうち、平成 16 年 3 月 31 日に存続するものについては、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定により存続する学科又は課程の授業科目の履修、卒業等に関する事項については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部の人間科学科及び地域科学科は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の学科については、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

薬学 薬科学科
部

工学 環境システム工学科 知能生産システム工学科 電気システム工学科 数理情報システム工学科
部

附 則(平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号)

この学則は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号)
この学則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号)
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号)
- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 教育学部の養護学校教員養成課程は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号)
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号)
この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号)
この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号)
この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号)
この学則は、平成 20 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号)
この学則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号)
- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この学則による改正後の第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項及び第 51 条第 4 項の規定は、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号)
この学則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号)

この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号)

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号)

この学則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号)

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号)

この学則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 1 項に規定する大学院自然科学研究科の減災型社会システム実践研究教育センターは、平成 30 年 11 月 30 日まで存続するものとする。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則による改正後の第6条の2に規定するパルスパワー科学研究所は、令和5年3月31日まで存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の第19条第2項の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年7月25日学則第5号)

この学則は、平成25年7月25日から施行する。

附 則(平成26年4月25日学則第3号)

この学則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成26年11月27日学則第6号)

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年1月22日学則第1号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日学則第4号)

この学則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日学則第6号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日学則第9号)

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日学則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月24日学則第4号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日学則第6号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月26日学則第8号)

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年9月23日学則第9号)

この学則は、平成28年10月1日から施行し、改正後の第30条第1項第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 11 月 24 日学則第 5 号)

この学則は、平成 29 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科及び数理工学科は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センターは、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に自然科学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 30 年 4 月 26 日学則第 5 号)

この学則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 27 日学則第 6 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 27 日学則第 9 号)

この学則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日学則第 2 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日学則第 5 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日学則第 7 号)

この学則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 27 日学則第 2 号)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日学則第 4 号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日学則第5号)

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月2日学則第7号)

この学則は、令和2年10月2日から施行する。

附 則(令和3年2月24日学則第2号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月22日学則第4号)

この学則は、令和3年4月23日から施行する。

附 則(令和4年3月24日学則第2号)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 教育学部の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び養護教諭養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(令和4年9月22日学則第6号)

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日学則第4号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月27日学則第5号)

この学則は、令和5年7月27日から施行し、改正後の第30条第1項第12号の規定は、令和5年5月1日から適用する。

附 則(令和6年1月25日学則第1号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日学則第3号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日学則第2号)

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月19日学則第2号)
この学則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日学則第5号)
この学則は、令和8年4月1日から施行する。

○熊本大学学生定員規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 52 号 平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号
 平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号 平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号
 平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号
 平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号 平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号
 平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号 平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号
 平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号 平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号
 平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号 令和元年 5 月 7 日規則第 303 号
 令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号
 令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号 令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号
 令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号
 令和 7 年 3 月 27 日規則第 75 号 令和 8 年 2 月 19 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項、熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条並びに熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

(学生の収容定員)

第 2 条 本学の学部及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学環の収容定員の表(令和 8 年度)

学部・学環	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	人文科学科	170 □(10)	-	-	-			170 □(10)
	総合人間学科	-	55	55	55			165
	歴史学科	-	35	35	35			105
	文学科	-	50	50	50			150
	コミュニケーション情報学科	-	30	30	30			90
	(学部共通)			-	10			10
	計	170 □(10)	170	170	180			690 □(10)
教育学部	小学校教員養成課程	-	-	-	-			-
	中学校教員養成課程	-	-	-	-			-
	特別支援教育教員養成	-	-	-	-			-

	課程							
	養護教諭養成課程	-	-	-	-			-
	学校教育教員養成課程	-	220	220	220			660
	共同教員養成課程	140	-	-	-			140
	養護教諭養成課程	30	-	-	-			30
	計	170	220	220	220			830
法学部	法学科	210 ○(10) □(10)	210 ○(10)	210 ○(10)	210			840 ○(30) □(10)
	(学部共通)			10	10			20
	計	210 ○(10) □(10)	210 ○(10)	220 ○(10)	220			860 ○(30) □(10)
理学部	理学科	200 ○(10) □(10)	200 ○(10)	200 ○(10)	200			800 ○(30) □(10)
	計	200 ○(10) □(10)	200 ○(10)	200 ○(10)	200			800 ○(30) □(10)
医学部	医学科	109	109	110	110	110	110	658
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	253	253	270	270	110	110	1,266
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学科	137 ○(6) □(13)	124 ○(6)	124 ○(6)	124			509 ○(18) □(13)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	119 ○(7) □(11)	108 ○(7)	108 ○(7)	109			444 ○(21) □(11)
	(学科共通)			10	10			20
	情報電気工学科	145 ○(20) □(13)	132 ○(20)	132 ○(20)	149			558 ○(60) □(13)
	(学科共通)			20	20			40
	材料・応用化学科	142 ○(7) □(13)	129 ○(7)	129 ○(7)	131			531 ○(21) □(13)
	(学科共通)			5	5			10
	半導体デバイス工学課程	20	20	20	-			60

	(課程共通)			20	20			40
	計	563 ○(40) □(50)	513 ○(40)	578 ○(40)	578			2,232 ○(120) □(50)
情報融合学環		60	60	60	-			180
	計	60	60	60				180
共創学環		80	-	-	-			80
	計	80						80
合計		1,656	1,656	1,748	1,758	165	165	7,148

備考

- 1 (学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。
- 2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。
- 3 情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。
- 4 共創学環の収容定員は、文学部、法学部、理学部及び工学部の内数である。
- 5 括弧書きの数字のうち、○印を冠するものにあつては情報融合学環の、□印を冠するものにあつては共創学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条 本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(令和7年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	15
合計		15

第4条 本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(令和7年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和8年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	65 (3)	62	127 (3)
自然科学教育部	理学専攻	110	110	220

	土木建築学専攻	75	75	150
	機械システム工学専攻	55	55	110
	機械数理工学専攻	-	-	-
	電気電子工学専攻	63	63	126
	情報電気工学専攻	-	-	-
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	半導体・情報数理専攻	120	120	240
	計	513	513	1,026
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		657 (3)	654	1,311 (3)

備考

1 括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。

2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第6条 本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(令和8年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	-	-	-		0
	計	-	-	-		0
社会文化科学教育部	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	24	24	46		94
	半導体・情報数理専攻	22	22	-		44
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30

	計	18	18	18	8	62
	合計	185	185	185	96	651

備考 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第7条 本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(令和7年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	30	30	60
合計		30	30	60

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月23日規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月24日規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第56号)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員115人については、平成22年度から令和元年度までとし、令和2年度からは110人とする。

附 則(平成22年2月24日規則第10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月24日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第36号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号)
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 303 号)
この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

- 附 則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号)
- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 110 人については、令和 2 年度から令和 6 年度までとし、令和 7 年度からは 105 人とする。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第46号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 附 則(令和7年3月27日規則第75号)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員109人については、令和7年度から令和8年度までとし、令和9年度からは105人とする。

附 則(令和8年2月19日規則第12号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○熊本大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 140 号)

改正 平成 18 年 2 月 23 日規則第 20 号 平成 20 年 3 月 27 日規則第 88 号
 平成 21 年 3 月 26 日規則第 58 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 11 号
 平成 24 年 3 月 22 日規則第 37 号 平成 24 年 5 月 9 日規則第 68 号
 平成 25 年 2 月 28 日規則第 9 号 平成 25 年 5 月 23 日規則第 125 号
 平成 27 年 2 月 27 日規則第 78 号 平成 29 年 2 月 23 日規則第 25 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 68 号 平成 30 年 12 月 27 日規則第 282 号
 平成 31 年 3 月 28 日規則第 45 号 令和元年 5 月 7 日規則第 313 号
 令和元年 7 月 1 日規則第 369 号 令和 2 年 2 月 27 日規則第 11 号
 令和 2 年 7 月 22 日規則第 199 号 令和 3 年 3 月 24 日規則第 22 号
 令和 5 年 2 月 22 日規則第 13 号 令和 6 年 1 月 25 日規則第 8 号
 令和 7 年 3 月 27 日規則第 40 号 令和 7 年 6 月 26 日規則第 174 号
 令和 8 年 2 月 19 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)において授与する学位、論文(特定の課題についての研究の成果及び研究報告書を含む。以下同じ。)の審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者又は熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「大学院学則」という。)第 3 条第 2 項に規定する博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 教職修士(専門職)の学位は、本学教職大学院の課程を修了した者に授与する。

5 第 3 項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者で、本学に論文を提出し、その審査に合格し、かつ、大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(論文の提出)

第 4 条 前条第 5 項によって博士の学位を申請するときは、論文に学位申請書、履歴書、論文要旨及び論文目録並びに所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位を申請するときは、前項の規定による。ただし、退学したときから1年以内に論文を提出した場合は、学位論文審査手数料を免除する。

3 前2項の規定により提出した論文及び納入した学位論文審査手数料は返還しない。

(論文)

第5条 提出する論文は、1編とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることがある。

(教授会の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、学長は、研究科又は教育部の教授会を指定し、審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 教授会は、その構成員のうちから3人以上の審査委員を選出して審査委員会を設ける。ただし、教授会が必要と認めるときは、当該教授会を置く研究科又は教育部の専任(教育上の専任をいう。以下同じ。)の教員で当該教授会構成員以外の者(研究指導教員に限る。)を選出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教職修士(専門職)の学位の授与に係る審査委員会は、教職大学院の課程を担当する教員3人以上により構成し、教職大学院の専任の教員を1人以上含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻の修了による学位の授与に係る審査委員会は、当該国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との協議を経て、当該国際連携専攻を担当する教員3人以上により構成し、本学の教員及び連携外国大学院の教員をそれぞれ1人以上含むものとする。

4 教授会は、第1項及び第2項に規定する審査委員に他の研究科若しくは教育部又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 審査委員会は、論文の審査、試験及び試問を行う。

6 審査委員会(国際連携専攻の修了による学位の授与に係る審査委員会を除く。)は、必要があるときは、教授会の議を経て、審査の一部を研究科若しくは教育部の授業担当教員、他の研究科若しくは教育部の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等に委嘱することができる。

(論文の審査試験及び試問)

第8条 提出された論文については、審査及び最終試験を行うものとし、最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある事項について行う。

2 第3条第5項に該当する者については、前項のほか、本学大学院の博士課程修了者と同等以上の学識を有することを確認するために試問を行う。

(試問の免除)

第9条 第4条第2項の規定により学位を申請する者が、退学してからその研究科又は教育部所定の年限内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第10条 論文の審査は、修士の論文にあつては提出した学生の在学中に、博士の論文にあつては受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験又は試問を終了したときは、論文審査要旨に意見を附し、試験又は試問の成績と共に、教授会に文書で報告しなければならない。

(教授会の審議)

第12条 教授会は、前条の報告に基づいて第8条に規定する論文の審査及び最終試験の可否について審議する。

- 2 前項の審議については、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、外国出張中、休職中、その他教授会がやむを得ない事由があると認められた委員は、構成員の数に算入しない。
- 3 学位授与に係る可否の判定は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長又は教育部長の報告)

第13条 研究科長又は教育部長は、教授会が前条第3項の判定を行ったときは、その結果を文書で、学長に報告しなければならない。

(修士又は博士の学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(専攻分野の付記)

第15条 第2条の学位を授与するに当たっては、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した場合、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨を熊本大学学術リポジトリにより公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、熊本大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。
- 4 前3項の規定による公表は、熊本大学学術リポジトリにより行うものとする。

(学位名称の使用)

第 18 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「熊本大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 19 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会において、前項の議決をするには、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。この場合において、外国出張中の者は、構成員の数に算入しない。

(学位記の再交付)

第 20 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(博士の学位授与の報告)

第 21 条 博士の学位を授与したときは、学長は、省令第 12 条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記及び提出書類の様式)

第 22 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(細則)

第 23 条 この規則で定めるもののほか、必要な細則は、研究科長又は教育部長が学長の承認を経て定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 2 項の規定により存続するものとされた法学部公共政策学科に在学する学生については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 3 項の規定により存続するものとされた医学研究科及び薬学研究科の各専攻に在学する学生については、別表の規定及び学位記の様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 3 条第 5 項の規定による博士(生命科学)の学位の授与は、平成 15 年度の入学者が医学教育部の博士課程又は薬学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 15 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に薬学部薬科学科に在学し、引き続き当該学科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 88 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に大学院文学研究科又は大学院法学研究科に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 58 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に大学院薬学教育部博士前期課程に在学し、引き続き当該教育部に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(保健学)又は博士(看護学)の学位の授与は、平成 22 年度の入学者が大学院保健学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 22 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に大学院薬学教育部博士後期課程に在学し、引き続き当該教育部に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(薬科学)の学位の授与は、平成 24 年度の入学者が大学院薬学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 24 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 24 年 5 月 9 日規則第 68 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定並びに別記様式第 2 及び第 3 は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(健康生命科学)の学位の授与は、平成 24 年度の入学者が大学院医学教育部の博士課程並びに大学院薬学教育部の博士課程及び博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 24 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 25 年 5 月 23 日規則第 125 号)

この規則は、平成 25 年 5 月 23 日から施行し、改正後の第 16 条及び第 17 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日規則第 78 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日規則第 25 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 68 号)
- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 30 年 3 月 31 日に大学院自然科学研究科に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 12 月 27 日規則第 282 号)
この規則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 45 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 313 号)
この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 369 号)
この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

- 附 則(令和 2 年 2 月 27 日規則第 11 号)
- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 令和 2 年 3 月 31 日に大学院教育学研究科修士課程に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 7 月 22 日規則第 199 号)
この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 22 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日規則第 13 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 8 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第40号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第3条第5項の規定による博士（情報学）の学位の授与は、令和7年度の入学者が大学院自然科学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は令和7年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(令和7年6月26日規則第174号)

この規則は、令和7年6月26日から施行する。

附 則(令和8年2月19日規則第13号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

学位の別	学部、学環、研究科又は教育部の別	専攻分野の名称
学士	文学部	文学
	教育学部	教育学
	法学部	法学
	理学部	理学
	医学部	医学、看護学又は保健学
	薬学部	薬学、創薬科学又は生命薬科学
	工学部	工学
	情報融合学環	情報学
	共創学環	学術
修士	社会文化科学教育部	文学、法学、公共政策学、教授システム学又は学術
	自然科学教育部	理学、工学、情報学又は学術
	医学教育部	医科学
	保健学教育部	保健学又は看護学
	薬学教育部	薬科学
博士	社会文化科学教育部	文学、法学、公共政策学又は学術
	自然科学教育部	理学、工学、情報学又は学術
	医学教育部	医学、生命科学又は健康生命科学
	保健学教育部	保健学又は看護学
	薬学教育部	薬学、薬科学、生命科学又は健康生命科学
教職修士（専門職）	教育学研究科	-

第3条第1項の規定により授与する学位記（情報融合学環、共創学環及び教育学部共同教員養成課程の卒業により授与する学位記を除く。）の様式

[別紙参照]

別記様式第1の2

第3条第1項の規定により授与する学位記（情報融合学環及び共創学環の卒業により授与する学位記に限る。）の様式

[別紙参照]

別記様式第1の3

第3条第1項の規定により授与する学位記（教育学部共同教員養成課程の卒業により授与する学位記に限る。）の様式

[別紙参照]

別記様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第3

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第4

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第5

第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第6

学位申請関係書類の様式

[別紙参照]

○熊本大学教育学部規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 170 号)

改正 平成 17 年 3 月 9 日規則第 37 号 平成 18 年 2 月 8 日規則第 9 号
 平成 19 年 3 月 14 日規則第 34 号 平成 20 年 3 月 12 日規則第 135 号
 平成 21 年 2 月 18 日規則第 22 号 平成 22 年 3 月 10 日規則第 27 号
 平成 23 年 3 月 9 日規則第 70 号 平成 24 年 2 月 8 日規則第 28 号
 平成 24 年 12 月 12 日規則第 52 号 平成 25 年 1 月 9 日規則第 53 号
 平成 25 年 1 月 23 日規則第 54 号 平成 25 年 12 月 11 日規則第 135 号
 平成 27 年 2 月 10 日規則第 137 号 平成 27 年 12 月 9 日規則第 304 号
 平成 28 年 2 月 17 日規則第 311 号 平成 29 年 1 月 11 日規則第 3 号
 平成 29 年 2 月 13 日規則第 249 号 平成 31 年 1 月 9 日規則第 2 号
 令和 2 年 3 月 11 日規則第 97 号 令和 2 年 10 月 14 日規則第 221 号
 令和 3 年 12 月 8 日規則第 232 号 令和 6 年 3 月 13 日規則第 38 号
 令和 8 年 3 月 11 日規則第 48 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 2 条)
- 第 2 章 教育課程(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 学力認定(第 11 条—第 17 条)
- 第 4 章 他の学部等における履修(第 18 条)
- 第 5 章 卒業並びに教育職員の免許状及び学芸員資格(第 19 条—第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 2 条第 3 項の規定に基づき、熊本大学教育学部(以下「本学部」という。)の課程、コース、専攻、授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学部は、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から見据えながら、現代社会の変化に伴う様々な教育課題に主体的に応えることができる広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした学校教員の養成を目的とする。

(課程、コース及び専攻)

第 2 条 本学部の課程、コース及び専攻は、次のとおりとする。

課程	コース	専攻
共同教員養成課程	小中連携教育コース	小学校教育主免専攻
		中学校教育主免専攻
	教育支援探究コース	発達支援専攻

		特別支援教育専攻
養護教諭養成課程	養護教育コース	養護教育専攻

第2章 教育課程

(履修)

第3条 本学部学生(以下「学生」という。)は、教養教育及び専門教育の授業科目を履修しなければならない。

(教養教育の授業科目の履修方法)

第4条 教養教育の授業科目の履修については、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(第2年次以降における専門教育の授業科目の履修条件)

第5条 学生は、教養教育及び専門教育の授業科目を合わせて24単位以上修得していなければ第2年次以降開講の専門教育の授業科目を履修することができない。

(主専攻及び副専攻)

第6条 共同教員養成課程の小中連携教育コース及び教育支援探究コースの学生は、主専攻のほか、小中連携教育コース小学校教育主免専攻にあつては国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術又は家庭のいずれかを、小中連携教育コース中学校教育主免専攻及び教育支援探究コースにあつては小学校を副専攻として選択しなければならない。

(授業科目、単位及び履修方法)

第7条 専門教育の授業科目は、次の各号に掲げる課程、コース又は専攻に応じ、当該各号に定める科目に分けるものとする。この場合において、第1号から第3号までに定める「教科及び教科の指導法に関する科目」は、「教科に関する専門的事項」及び「教科の指導法」に分けるものとする。

- (1) 共同教員養成課程小中連携教育コース 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- (2) 共同教員養成課程教育支援探究コース発達支援専攻 「発達支援に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- (3) 共同教員養成課程教育支援探究コース特別支援教育専攻 「特別支援教育に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- (4) 養護教諭養成課程養護教育コース 「養護に関する科目」、「教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

2 専門教育の授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

3 授業時間及び授業担当教員は、学年の始めに公示する。

4 毎年度に開講する授業科目の内容、方法、評価方法等は、学年の始めに授業計画書により公示する。

5 授業は、講義、演習、実験、実習、実技若しくは教育実習又はこれらを併用したものとする。

(他の課程及びコースの科目の履修)

第8条 学生は、所属する課程及びコース(小中連携教育コースの学生にあつては、所属する専攻をいう。)の授業科目以外の本学部の授業科目を選択科目として履修することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学部の専門教育の授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定により、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項第2号の時間数は、教授会の承認を得て変更することができる。

3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用によって行う場合の単位の計算方法は、第1項各号の組合せによる。

(履修科目の届出及び承認)

第10条 学生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目を所定の手続により、指定の期日までに、授業担当教員の承認を経て、学部長に届け出なければならない。

第3章 学力認定

(単位の認定)

第11条 授業科目を履修した者については、学力試験、出席状況及び平素の成績等によって認定の上、合格した者に単位を与える。

2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。

3 履修した授業科目の成績、単位数及びその修得年度は、成績原簿に記入する。

(学力試験)

第12条 学力試験は、授業科目及び卒業研究について行う。

2 卒業研究に関する細則は、別に定める。

(試験の時期)

第13条 科目試験は、授業科目の終了する学期前半終了期若しくは後半終了期、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

(受験科目)

第14条 学生は、履修した授業科目についてのみ受験することができる。ただし、出席が全出席時数の3分の2に達しない者は、履修したものと認めない。

(追試験)

第15条 学生が、病気、忌引その他公の証明のある事故のため、科目試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第 16 条 卒業期の学生に対しては、熊本大学における通常の卒業期に実施する再試験に関する内規(平成 16 年 4 月 1 日制定)により再試験を行うことがある。

(届出)

第 17 条 科目試験を受けようとするときは、指定の期日までに受験科目を届け出なければならない。

第 4 章 他の学部等における履修

(他の学部等における授業科目の履修等)

第 18 条 学生は、他の学部及び学環(以下「学部等」という。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により他の学部等の授業科目を履修しようとする者は、学部長を経て、当該他の学部等の長の承認を得なければならない。

3 前 2 項の規定により修得した単位は、12 単位を超えない範囲で、別表第 2 の選択科目及び自由選択科目の単位として認定することができる。

4 前 3 項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 卒業並びに教育職員の免許状及び学芸員資格

(卒業及び教育職員免許状)

第 19 条 この規則の定めるところにより、別表第 2 に掲げる課程別履修単位表の単位を修得した者は、卒業と認定する。

第 20 条 卒業と認定された者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定めるところにより、別表第 3 に掲げる教育職員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

(学芸員資格の取得)

第 21 条 学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法施行規則(昭和 30 年文部省令第 24 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 9 日規則第 37 号)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の第 11 条第 2 項の規定は、平成 17 年度入学者から適用し、平成 16 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 8 日規則第 9 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前に入学した者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日規則第 34 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、この規則施行の際現に在学する者で、改正前の熊本大学教育学部規則により養護学校教諭の一種免許状の授与を受けるために必要とされる科目の単位を修得したものは、特別支援学校教諭の一種免許状に係る最低単位数を修得したものとみなす。

附 則(平成 20 年 3 月 12 日規則第 135 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 20 年度入学者から適用し、平成 19 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 2 月 18 日規則第 22 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 10 日規則第 27 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 22 年度入学者から適用し、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 9 日規則第 70 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 2 月 8 日規則第 28 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 12 日規則第 52 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月9日規則第53号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月23日規則第54号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月11日規則第135号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月10日規則第137号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月9日規則第304号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1(3)の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月17日規則第311号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年1月11日規則第3号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則(平成29年2月13日規則第249号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成 30 年度入学者から適用し、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 1 月 9 日規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 7 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 31 年度入学者から適用し、平成 30 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日規則第 97 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 2 年度入学者から適用し、平成 31 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 10 月 14 日規則第 221 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、令和 3 年度入学者から適用し、令和 2 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月 8 日規則第 232 号)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 1 条、第 2 条、第 6 条から第 8 条まで、第 19 条及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、令和 4 年度入学者から適用し、令和 3 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 13 日規則第 38 号)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 6 年度入学者から適用し、令和 5 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 11 日規則第 48 号)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 1 条の 2、第 2 条、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 12 条、第 19 条及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、令和 8 年度入学者から適用し、令和 7 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1(第 7 条関係)

専門教育の授業科目表

[別紙参照]

別表第2(第18条、第19条関係)

コース別履修単位表(卒業単位)

[別紙参照]

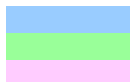
別表第3(第20条関係)

所要資格取得教員免許状

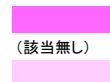
課程	教員の免許状の種類(免許教科等)
共同教員養成課程	幼稚園教諭の一種免許状 小学校教諭の一種免許状 中学校教諭の一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語) 高等学校教諭の一種免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、工業) 特別支援学校教諭の一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)
養護教諭養成課程	養護教諭の一種免許状 中学校教諭の一種免許状(保健) 高等学校教諭の一種免許状(保健)

中一種免(国語)、高一種免(国語)

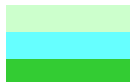
教科に関する専門的事項
 国語に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**高一種免(書道)**

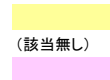
教科に関する専門的事項
 書道に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(社会)、高一種免(地歴)、高一種免(公民)**

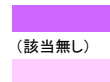
教科に関する専門的事項(社会)
 教科に関する専門的事項(地歴)
 教科に関する専門的事項(公民)
 社会、地歴、公民に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない(該当無し))
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(技術)**

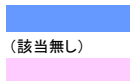
教科に関する専門的事項
 技術に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**高一種免(工業)**

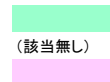
教科に関する専門的事項
 工業に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(数学)、高一種免(数学)**

教科に関する専門的事項
 数学に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(保健体育)、高一種免(保健体育)**

教科に関する専門的事項
 保健体育に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(理科)、高一種免(理科)**

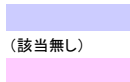
教科に関する専門的事項
 理科に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(家庭)、高一種免(家庭)**

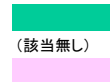
教科に関する専門的事項
 家庭に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(音楽)、高一種免(音楽)**

教科に関する専門的事項
 音楽に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(英語)、高一種免(英語)**

教科に関する専門的事項
 英語に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(美術)、高一種免(美術)**

教科に関する専門的事項
 美術に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

**中一種免(保健)、高一種免(保健)**

教科に関する専門的事項
 保健に関連する科目(教科に関する専門的事項ではない)
 各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等



別表第1 専門教育の授業科目表（第7条関係）

(1) 共同教員養成課程小中連携教育コース小学校教育主免専攻の「教科及び教科の指導法に関する科目」

授業科目	主専攻単位		副専攻単位		
	必修	選択			
教科に関する専門的事項	初等国語	1	1	4単位以上	
	初等書写	1	1		
	初等社会	1	1		
	初等算数	1	1		
	初等理科	1	1		
	初等生活	1	1		
	初等音楽	1	1		
	小学音楽実技（ピアノ）		1		1
	小学音楽実技（声楽）		1		1
	初等図画工作	1			1
	初等家庭	1			1
	初等体育	1			1
	初等外国語	1			1
	小計	11			4
教科の指導法	初等国語科指導法Ⅰ	1	1	6教科以上の科目（ただし、初等音楽科指導法、初等図画工作科指導法、初等体育科指導法のうち2教科以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上	
	初等国語科指導法Ⅱ	1	1		
	初等社会科指導法Ⅰ	1	1		
	初等社会科指導法Ⅱ	1	1		
	初等算数科指導法Ⅰ	1	1		
	初等算数科指導法Ⅱ	1	1		
	初等理科指導法Ⅰ	1	1		
	初等理科指導法Ⅱ	1	2		
	初等生活科指導法Ⅰ	1	1		
	初等生活科指導法Ⅱ	1	1		
	初等音楽科指導法Ⅰ	1	1		
	初等音楽科指導法Ⅱ	1	1		
	初等図画工作科指導法Ⅰ	1	1		
	初等図画工作科指導法Ⅱ	1	1		
	初等家庭科指導法Ⅰ	1	1		
	初等家庭科指導法Ⅱ	1	1		
	初等体育科指導法Ⅰ	1	1		
	初等体育科指導法Ⅱ	1	1		
	初等外国語指導法Ⅰ	1	1		
	初等外国語指導法Ⅱ	1	1		
小計	20		12		
卒業に必要な単位	31		16		

(2) 共同教員養成課程小中連携教育コース小学校教育主免専攻の「教育の基礎的理解に関する科目等」

授業科目	主専攻単位		副専攻単位
	必修	選択	
教育原理A (理念及び思想)	1		
教育原理B (歴史・制度)	1		
教職入門	2		
現代の教育と社会A	1		
現代の教育と社会B	1		
教育心理学A (学習)	1		
教育心理学B (発達)	1		
特別支援教育の基礎	1		
特別支援教育の展開	1		
教育課程論	1		
道徳教育の理論	1		
道徳教育の実践	1		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	1		
教育とICT活用	1		
生徒指導と学校カウンセリング	2		
教育相談の理論及び方法	1		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1		
教育実践フィールド演習Ⅰ		2	
教育実践フィールド演習Ⅱ		2	
教育実践研究指導法演習		2	
教育臨床体験演習		2	
教職実践基礎セミナー		2	
初等教育課題探究	1		
小学校教科指導探究	1		
実技系教科指導探究☆		1	
熊本・学びの最前線●		2	
日本語教育指導探究■		2	
地域教育課題探究●		2	
グローバル教育課題探究■		2	
幼小連携・小中連携教育論	2	} 2単位選択必修	
LD等学習指導法	2		
大学生の道徳・倫理	2		
教育統計	2		
教育評価		2	
人権教育論		2	
教職保健		2	
学校経営学		2	
児童・生徒の性加害に係る教育支援		2	
小学校教育実習Ⅰ	3	} 5単位選択必修	
小学校教育実習Ⅱ	2		
事前・事後指導	1		
初等教育実習Ⅰ	2		2
初等教育実習Ⅱ	2		
幼稚園教育実習Ⅰ	3		
幼稚園教育実習Ⅱ	2		
教職実践演習 (幼・小・中・高)	2		
卒業に必要な単位	32 (実技系特色枠入学者は33、地域枠入学者及び国際枠入学者は36)		2

注 ☆印を付した授業科目は、実技系特色枠 (音楽、美術、技術、家庭) 入学者の必修科目である。

●印を付した授業科目は、地域枠入学者の必修科目である。

■印を付した授業科目は、国際枠入学者の必修科目である。

備考

1 入学者は別表(1)及び(2)のほかに卒業研究6単位、別表第2で規定された副専攻科目の単位及び自由選択科目の単位を修得しなければならない。なお、副専攻科目の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位は、別表(3)又は(4)の「教科に関する専門的事項」及び「教科の指導法」から修得すること。

2 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、別表(1)又は(2)に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。

(3) 共同教員養成課程小中連携教育コース中学校教育主免専攻の「教科及び教科の指導法に関する科目」

国語

区分	授業科目	主専攻単位		副専攻単位	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	国語学	国語学概説Ⅰ	2		2
		国語学概説Ⅱ	2		2
		国語学概説Ⅲ		2	
		国語学演習Ⅰ		2	
		国語学演習Ⅱ		2	
		国語学演習Ⅲ		2	
		国語学特別演習Ⅰ		2	
		国語学特別演習Ⅱ		2	
	国文学	国文学概説	2		2
		国文学論		2	
		国文学講義Ⅰ(古典)		2	
		国文学講義Ⅱ(近現代)		2	
		国文学講読(古典)		2	
		国文学演習Ⅰ		2	
		国文学演習Ⅱ		2	
		国文学演習Ⅲ		2	
		国文学演習Ⅳ		2	
		国文学特別演習Ⅰ(近現代)		2	
	国文学特別演習Ⅱ(近現代)		2		
	漢文学	漢文学概説Ⅰ	2		2
		漢文学概説Ⅱ	2		2
		漢文学演習Ⅰ		2	
		漢文学演習Ⅱ		2	
		漢文学演習Ⅲ		2	
		漢文学特別演習Ⅰ		2	
		漢文学特別演習Ⅱ		2	
	書道	書写	2		2
		書道Ⅰ		2	
		書道Ⅱ		2	
		書道Ⅲ		2	
		書道Ⅳ		2	
		書道史※		2	
		書論・鑑賞※		2	
小計		12	8	12	
		20			
教科の指導法	中等国語科指導法Ⅰ	2		2	
	中等国語科指導法Ⅱ	2			
	中等国語科指導法Ⅲ	2			
	中等国語科指導法Ⅳ	2			
	国語科教育学演習A		2		
	国語科教育学演習B		2		
	国語科教育学演習C		2		
	国語科教育学演習D		2		
	書道科教育法Ⅰ		2		
	書道科教育法Ⅱ		2		
小計		8	0	2	
卒業に必要な単位		28		14	

社会

区分	授業科目	主専攻単位		副専攻単位
		必修	選択	
日本史・外国史	日本史概説	2		2
	日本史特講I(史料論)		2	
	日本史特講II(近現代)		2	
	日本史特講III(近世史)		2	
	日本史特講IV(中世史)		2	
	日本史特講V(古代史)		2	
	世界史概説	2		2
	世界史特講I(中国史)		2	
	世界史特講II(西洋史)		2	
	世界史特講III(東南アジア史)		2	
	日本史演習I(地域史調査)		2	
	日本史演習II(中世文書)		2	
	日本史演習III(荘園調査)		2	
	日本史演習IV(近世文書)		2	
	日本史演習V		2	
	日本史演習VI		2	
	日本史調査実習		2	
	西洋史演習I		2	
	西洋史演習II		2	
	西洋史演習III		2	
西洋史演習IV		2		
地理学(地誌を含む。)	人文地理学概説	2		2
	自然地理学概説	2		2
	人文地理学特講		2	
	自然地理学特講I		2	
	自然地理学特講II		2	
	地誌学概説	2		2
	人文地理学演習I		2	
	人文地理学演習II		2	
	人文地理学演習III		2	
	人文地理学演習IV		2	
	自然地理学演習I		2	
	自然地理学演習II		2	
	自然地理学演習III		2	
	自然地理学演習IV		2	
	地理学調査実習		2	
法学・政治学	法学概説	2		2
	法学特講		2	
	政治学概説I		2	
	政治学概説II		2	
	政治学特講I		2	
	政治学特講II		2	
	法学演習I		2	
	法学演習II		2	
	法学演習III		2	
	法学演習IV		2	
	政治学演習I		2	
	政治学演習II		2	
	政治学演習III		2	
	政治学演習IV		2	
	政治学調査実習		2	
経済学	経済学概説	2		2
	社会学概説		2	

教科に関する専門的事項

社会学・経済学	社会学特講			2	
	地域社会学概説			2	
	社会人間学特講			2	
	経済学特講			2	
	経済学演習Ⅰ			2	
	経済学演習Ⅱ			2	
	経済学演習Ⅲ			2	
	経済学演習Ⅳ			2	
	地域調査実習			2	
	哲学，倫理学， 宗教学	倫理学概説		2	
哲学概説				2	
倫理学特講				2	
応用倫理学概説				2	
応用倫理学特論				2	
倫理学演習Ⅰ				2	
倫理学演習Ⅱ				2	
倫理学演習Ⅲ				2	
倫理学演習Ⅳ			2		
小計			16	4	16
			20		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	社会科教育演習Ⅰ			2	
	社会科教育演習Ⅱ			2	
	社会科教育演習Ⅲ			2	
	社会科教育演習Ⅳ			2	
	社会科教育演習Ⅴ			2	
	社会科教育演習Ⅵ			2	
	社会科教育演習Ⅶ			2	
	社会科教育演習Ⅷ			2	
	中等社会科教育特講（租税教育論）			2	
教科の指導法	中等社会科指導法（社会・公民）Ⅰ		2		2単位選択必修
	中等社会科指導法（社会・地理歴史）Ⅰ		2		
	中等社会科指導法（社会・公民）Ⅱ		2		
	中等社会科指導法（社会・地理歴史）Ⅱ		2		
	小計		8		2
卒業に必要な単位			28		18

注 「中等社会科指導法（社会・公民）Ⅰ」を選択した場合は「中等社会科指導法（社会・公民）Ⅱ」を選択し、「中等社会科指導法（社会・地理歴史）Ⅰ」を選択した場合は「中等社会科指導法（社会・地理歴史）Ⅱ」を選択すること。

数学

区分	授業科目	主専攻単位		副専攻単位	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	代数学	代数学基礎	2	2単位選択必修 4単位 選択	2
		代数学序論	2		
		代数学概論※	2		
		代数学講義	2		
		代数学特論	2		
	幾何学	幾何学序論	2	2単位選択必修	2
		幾何学概論※	2		
		幾何学講義	2		
		幾何学特論	2		
	解析学	解析学基礎	2	2単位選択必修 4単位 選択	2
		解析学序論	2		
		解析学概論	2		
		解析学講義	2		
		解析学特論	2		
	確率論・統計学	確率統計学基礎		2	
		確率統計学	2		2
	コンピュータ	コンピュータ	2		2
		応用数学特論		2	
	小計		6	14	10
			20		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	数学特論		2		
	数学研究Ⅰ		2		
	数学研究Ⅱ		2		
	数学教育学研究Ⅰ		2		
	数学教育学研究Ⅱ		2		
教科の指導法	中等数学科指導法Ⅰ	2		2	
	中等数学科指導法Ⅱ	2			
	中等数学科指導法Ⅲ	2			
	中等数学科指導法Ⅳ	2			
小計		8		2	
卒業に必要な単位		28		12	

注 ※印を付した授業科目のうちから2単位を修得すること。

理科

区分	授業科目	主専攻単位		副専攻単位		
		必修	選択			
教科に関する専門的事項	物理学	基礎物理学A	1		1	
		基礎物理学B	1		1	
		物理学概論Ⅰ		2		
		物理学概論Ⅱ		2		
		物理学Ⅰ		2		
		物理学Ⅱ		2		
		エネルギー科学		2		
		量子物理		2		
	基礎物理学演習		1			
	化学	基礎化学A	1		1	
		基礎化学B	1		1	
		化学概論Ⅰ		2		
		化学概論Ⅱ		2		
		化学Ⅰ		2		
		化学Ⅱ		2		
		物理化学		2		
	無機・有機化学		2			
	生物学	基礎生物学A	1		1	
		基礎生物学B	1		1	
		生物学概論Ⅰ		2		
		生物学概論Ⅱ		2		
		生物学Ⅰ		2		
		生物学Ⅱ		2		
		生命科学		2		
	理科フィールド演習A		2			
	地学	基礎地学A	1		1	
		基礎地学B	1		1	
		地学概論Ⅰ		2		
		地学概論Ⅱ		2		
		地学Ⅰ		2		
		地学Ⅱ		2		
		地球科学		2		
	理科フィールド演習B		2			
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	基礎物理学実験		1	1単位選択必修	1
		物理学実験A		1		
		物理学実験B		1		
基礎化学実験			1	1単位選択必修	1	
化学実験A			1			
化学実験B			1			
基礎生物学実験			1	1単位選択必修	1	
生物学実験A			1			
生物学実験B			1			
基礎地学実験			1	1単位選択必修	1	
地学実験A			1			
地学実験B			1			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	理科基礎研究		1			
小計		8	12	12		
		20				
教科の指導法	中等理科指導法Ⅰ	2		2		
	中等理科指導法Ⅱ	2				
	中等理科指導法Ⅲ	2				
	中等理科指導法Ⅳ	2				
	理科教育実践入門		2			
小計		8		2		
卒業に必要な単位		28		14		

英語

区分	授業科目	主専攻単位		副専攻単位		
		必修	選択			
教科に関する専門的事項	英語学	英語音声学	2		2	
		英語学	2		2	
		英語学演習		2	} 2単位選択必修	
		英語音声学演習		1		
		第二言語習得論		1		
		英文法演習		1		
		英語学課題研究			2	
	英語文学	英語文学概論	2			2
		英語文学演習Ⅰ		2	} 4単位選択必修	
		英語文学演習Ⅱ		2		
		英語文学講読Ⅰ		2		
		英語文学講読Ⅱ		2		
		英語文学特論		2		
		英米文学課題研究			2	
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション論	2			2
		英語アカデミックライティング		2	} 4単位選択必修	
		英会話		2		
		英語オーラルコミュニケーションⅠ		1		
		英語オーラルコミュニケーションⅡ		1		
		英語アカデミックスピーキングⅠ		1		
		英語アカデミックスピーキングⅡ		1		
	異文化理解	異文化理解	2			2
		英米文化事情Ⅰ			2	
		英米文化事情Ⅱ			2	
		異文化理解演習Ⅰ			2	
		異文化理解演習Ⅱ			2	
		異文化理解論Ⅰ			2	
異文化理解論Ⅱ				2		
小計		10	10		10	
教科の指導法	中等英語科指導法Ⅰ	2			2	
	中等英語科指導法Ⅱ	2				
	中等英語科指導法Ⅲ	2				
	中等英語科指導法Ⅳ	2				
	英語科教育課題研究			2		
	小計		8			2
卒業に必要な単位			28		12	

保健体育

区分	授業科目	主専攻単位		副専攻単位		
		必修	選択			
教科に関する専門的事項	体育実技	体づくり運動	1		1	
		器械運動	1		1	
		水泳	1		1	
		陸上競技	1		1	
		ゴール型球技	1		1	
		ネット型球技	1		1	
		ベースボール型球技		1		
		ダンス	1		1	
		柔道	1		1	
		剣道		1		
		ヘルスプロモーション実習		1		
	野外活動		1			
	体育原理・体育心理学・体育経営管理学・体育社会学・体育史・運動学(運動方法学を含む)	運動学(バイオメカニクスを含む)	2		2	
		体育心理学	2		2	
		体育原理	2	} 2単位選択必修	2	} 2単位選択必修
		体育経営管理学	2		2	
		体育社会学	2		2	
		トレーニング科学			2	
		ヘルスプロモーション演習		2		
		保健体育科課題研究Ⅰ		2		
		保健体育科課題研究Ⅱ		2		
		生理学	生理学(運動生理学を含む)	2		2
	解剖学			1		
	生理学実験・演習			2		
	衛生学・公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)	学校保健	2		2	
		学校安全・救急処置		2		
	小計		18	2	20	
			20			
	教科の指導法	中等保健体育科指導法Ⅰ	2		2	
中等保健体育科指導法Ⅱ		2				
中等保健体育科指導法Ⅲ		2				
中等保健体育科指導法Ⅳ		2				
小計		8		2		
卒業に必要な単位			28	22		

(4) 実技系教科（保健体育を除く）を副専攻とする学生に関する科目

音楽

区分	授業科目	1種免許単位		2種免許単位
		必修	選択	
ソルフェージュ	ソルフェージュ基礎	1		1
	ソルフェージュ応用A		1	1単位選択必修
	ソルフェージュ応用B		1	
	ソルフェージュ展開Ⅰ		1	
	ソルフェージュ展開Ⅱ		1	
声乐	声乐基礎Ⅰ（伝統的な歌唱を含む）	1		1
	声乐基礎Ⅱ		1	1単位選択必修
	声乐基礎Ⅲ		1	
	声乐展開Ⅰ		1	
	声乐基礎Ⅳ		1	
	声乐展開Ⅱ		1	
	声乐基礎Ⅴ		1	
	声乐展開Ⅲ		1	
	声乐実技Ⅰ		1	
	声乐展開Ⅳ		1	
	声乐実技Ⅱ		1	
	声乐展開Ⅴ		1	
	声乐課題研究		1	
	合唱	1		1
	器楽	ピアノ基礎Ⅰ	1	
ピアノ基礎Ⅱ			1	1単位選択必修
ピアノ基礎Ⅲ			1	
ピアノ展開Ⅰ			1	
ピアノ実技Ⅰ			1	
ピアノ展開Ⅱ			1	
ピアノ実技Ⅱ			1	
ピアノ展開Ⅲ			1	
ピアノ実技Ⅲ			1	
ピアノ展開Ⅳ			1	
ピアノ実技Ⅳ			1	
ピアノ展開Ⅴ			1	
ピアノ課題研究			1	
器楽基礎（和楽器を含む）		1		1
器楽展開			1	
日本伝統音楽実習			1	
器楽特別演習			1	
音楽実践課題研究			1	
合奏		1		1
伴奏法演習Ⅰ		2		2
伴奏法演習Ⅱ		1		
指揮法	指揮法Ⅰ	2		2
	指揮法Ⅱ		1	
音楽理論・作曲法・音楽史	音楽理論△		2	2単位選択必修
	音楽基礎理論		2	
	音楽理論BⅠ	2		2
	音楽理論BⅡ		2	
	作曲法	2		2
	作曲演習Ⅰ		2	
	作曲演習Ⅱ		2	
	音楽学演習Ⅰ		1	
	音楽学演習Ⅱ		1	
	音楽史Ⅰ	2		2
	音楽史Ⅱ		1	
日本・民族音楽概説	2		2	
	小計	18	5	20
			23	
教科の指導法	中等音楽科指導法Ⅰ	2		2
	中等音楽科指導法Ⅱ	2		
	中等音楽科指導法Ⅲ	2		
	中等音楽科指導法Ⅳ	2		
	小計	8		2
	副専攻に必要な単位		31	22

美術

区分	授業科目	1種免許単位		2種免許単位	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	絵画	絵画基礎Ⅰ	2		2
		絵画基礎Ⅱ		2	
		絵画演習Ⅰ		2	
		絵画演習Ⅱ		2	
		絵画演習Ⅲ		2	
	彫刻	彫刻基礎	2		2
		彫刻演習		2	
	デザイン	デザイン基礎Ⅰ	2		2
		デザイン基礎Ⅱ		2	
		デザイン演習Ⅰ		2	
		デザイン演習Ⅱ		2	
		デザイン演習Ⅲ		2	
	工芸	工芸基礎	2		2
		工芸演習		2	
	美術理論・美術史	美術史概論	2		2
小計		10	10	10	
		20			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	造形実践演習		2		
教科の指導法	中等美術科指導法Ⅰ	2		2	
	中等美術科指導法Ⅱ	2			
	中等美術科指導法Ⅲ	2			
	中等美術科指導法Ⅳ	2			
	小計	8		2	
副専攻に必要な単位		28		12	

技術

区 分	授 業 科 目	1種免許単位		2種免許 単 位	
		必 修	選 択		
教科に関する専門的事項	材料加工	木材加工Ⅰ（実習を含む）	1		1
		木材加工Ⅱ	1		1
		木材加工実習		2	
		製図Ⅰ（実習を含む）	1		1
		製図Ⅱ	1		1
		金属加工Ⅰ（実習を含む）	1		1
	機械・電気	金属加工Ⅱ	1		1
		機械Ⅰ（実習を含む）	1		1
		機械Ⅱ	1		1
		機械実習		2	
		電気Ⅰ（実習を含む）	1		1
		電気Ⅱ	1		1
	生物育成	電気実習		2	
		生物育成ⅠA（実習を含む）		1	} 1単位選択 必修
		生物育成ⅠB（実習を含む）		1	
		生物育成ⅡA		1	
		生物育成ⅡB		1	
	情報とコンピュータ	生物育成実習		2	
		情報とコンピュータⅠ（実習を含む）	1		1
		情報とコンピュータⅡ	1		1
情報とコンピュータ実習			2		
職業指導	プログラミング		2		
	職業指導☆		2		
小 計		12	8	13	
		20			
教科の指導法	中等技術科指導法Ⅰ	2		2	
	中等技術科指導法Ⅱ	2			
	中等技術科指導法Ⅲ	2			
	中等技術科指導法Ⅳ	2			
	工業科指導法Ⅰ☆		2		
	工業科指導法Ⅱ☆		2		
	小 計	8		2	
副専攻に必要な単位		28		15	

注 ☆印を付した授業科目は、高等学校「工業」の免許取得のための授業科目及び単位である。

家庭

区 分	授業科目	1種免許単位		2種免許 単 位	
		必 修	選 択		
教科に関する専門的事項	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学Ⅰ	1		1
		家庭経営学Ⅱ		1	
		家庭経営学演習		2	
		家政学原論		2	
		家族関係学	2		2
	被服学(被服実習を含む。)	被服学Ⅰ	2		2
		被服学Ⅱ		2	
		被服学演習Ⅰ		2	
		被服学演習Ⅱ		2	
		被服実習	2		2
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学Ⅰ	2		2
		食物学Ⅱ		2	
		食物学実験・実習Ⅰ	1		1
		食物学実験・実習Ⅱ	1		1
		食物学実験・実習Ⅲ		2	
		食物学演習		2	
	住居学	住居学Ⅰ	2		2
		住居学Ⅱ		2	
		住居学Ⅲ		2	
		住居計画学		2	
		住居学演習		2	
	保育学	保育学	2		2
		保育学演習Ⅰ		2	
		保育学演習Ⅱ		2	
	小 計		15	5	15
			20		
	教科の指導法	中等家庭科指導法Ⅰ	2		2
中等家庭科指導法Ⅱ		2			
中等家庭科指導法Ⅲ		2			
中等家庭科指導法Ⅳ		2			
小 計		8		2	
副専攻に必要な単位		28		17	

(5) 共同教員養成課程小中連携教育コース中学校教育主専攻の「教育の基礎的理解に関する科目等」

授業科目	主専攻単位		副専攻単位
	必修	選択	
教育原理A (理念及び思想)	1		
教育原理B (歴史・制度)	1		
教職入門	2		
現代の教育と社会A	1		
現代の教育と社会B	1		
教育心理学A (学習)	1		
教育心理学B (発達)	1		
特別支援教育の基礎	1		
特別支援教育の展開	1		
教育課程論	1		
道徳教育の理論	1		
道徳教育の実践	1		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	1		
教育とICT活用	1		
生徒指導と学校カウンセリング	2		
教育相談の理論及び方法	1		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1		
教育実践フィールド演習Ⅰ		2	
教育実践フィールド演習Ⅱ		2	
教育実践研究指導法演習		2	
教育臨床体験演習		2	
教職実践基礎セミナー		2	
初等教育課題探究		1	
小学校教科指導探究		1	
実技系教科指導探究※		1	
熊本・学びの最前線		2	
日本語教育指導探究		2	
地域教育課題探究		2	
グローバル教育課題探究		2	
幼小連携・小中連携教育論	2	} 2単位選択 必修	
LD等学習指導法	2		
大学生の道徳・倫理	2		
教育統計	2		
教育評価		2	
人権教育論		2	
教職保健		2	
学校経営学		2	
児童・生徒の性加害に係る教育支援		2	
中学校教育実習Ⅰ	3	} 5単位選択 必修	
中学校教育実習Ⅱ	2		
事前・事後指導	1		
中等教育実習Ⅰ	2		2
中等教育実習Ⅱ	2		
高等学校教育実習	2		
教職実践演習 (幼・小・中・高)	2		
卒業に必要な単位	32(保健体育科は33)		2

注 ※印を付した授業科目は、保健体育科の学生のみ必修。

備考

1 入学者は別表(3)から(5)のほかに卒業研究6単位、別表第2で規定された副専攻科目の単位及び自由選択科目の単位を修得しなければならない。なお、副専攻科目の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位は、別表(1)の「教科に関する専門的事項」及び「教科の指導法」から修得すること。

2 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、別表(3)又は(5)に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。

(6) 共同教員養成課程教育支援探究コース発達支援専攻の「発達支援に関する科目

	区分	授業科目	単位		
			必修	選択	
教育学・心理学に関する科目	教育制度	日本とアメリカの教育改革		2	
		教育制度		2	
		教育制度特殊講義		2	
		教育制度演習		2	
	教育社会学	学校社会学		2	
		教育社会学特殊講義		2	
		教育社会学演習		2	
	社会教育	生涯学習概論		2	
		社会教育演習		2	
		生涯学習支援論Ⅰ		2	
		生涯学習支援論Ⅱ		2	
		社会教育経営論Ⅰ		2	
		社会教育経営論Ⅱ		2	
		社会教育実習		1	
	教育哲学	教育哲学		2	
		教育哲学特殊講義		2	
		教育哲学演習		2	
	道徳教育	道徳教育と学級経営		2	
		道徳教育方法論		2	
		道徳教育特殊講義		2	
		道徳教育演習		2	
	心理学基礎	心理学概論		2	
		心理学の研究法		2	
		心理学統計法		2	
		心理学実験		2	
		心理的アセスメント		2	
	教育・発達心理学	教育・学校心理学		2	
		教育・学校心理学演習		2	
		発達心理学	2		
		発達心理学演習		2	
	臨床心理学	臨床心理学概論		2	
		心理学的支援法		2	
		感情・人格心理学		2	
		臨床心理学演習		2	
		家族支援の心理学		2	
	応用心理学	社会・集団・家族心理学		2	
		産業・組織心理学		2	
	幼小発達教育に関する科目	幼小発達教育	保育観察実習		2
			子どもの支援Ⅰ		2
			特別支援教育基礎論	2	
		領域に関する専門的事項	幼児と健康		1
			幼児と人間関係		1
幼児と環境				1	
幼児と言葉				1	
幼児と表現Ⅰ				1	
幼児と表現Ⅱ				1	
保育内容の指導法（特別機		保育内容（健康）		1	
		保育内容（環境）		1	
		保育内容（人間関係）		1	
		保育内容（言葉）		1	

する科目	科目内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容（表現Ⅰ）		1
		保育内容（表現Ⅱ）		1
		保育表現演習Ⅰ（言語表現）		1
		保育表現演習Ⅱ（運動表現）		1
		保育表現演習Ⅲ（造形表現）		1
		保育表現演習Ⅳ（リズム表現）		1
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児教育と保育の原理	2	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法		2
	卒業に必要な単位			

注 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、別表(1)から修得すること。

備考

1 別表(6)及び(8)のほかに、卒業研究6単位及び選択20単位を修得しなければならない。

2 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、別表(6)又は(8)に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。

公認心理師受験資格取得のための必須科目

区分	授業科目	単位
演習・実習	心理演習	2
	心理実習	2
その他公認心理師受験資格取得のための必須科目	公認心理師の職責	2
	知覚・認知心理学	2
	学習・言語心理学	2
	神経・生理心理学	2
	障害者・障害児心理学	2
	健康・医療心理学	2
	福祉心理学	2
	司法・犯罪心理学	2
	人体の構造と機能及び疾病	2
	精神疾患とその治療	2
	関係行政論	2
心理学研究法	2	

備考 この表に掲げる授業科目の単位は、卒業に必要な単位には含まない。

(7) 共同教員養成課程教育支援探究コース特別支援教育専攻の「特別支援教育に関する科目」

	区 分	授業科目	単 位		
			必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目 (第一欄)		特別支援教育基礎論	2		
		特別支援教育研究法		2	
特別支援教育領域に関する科目 (第二欄)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2		
		肢体不自由児の心理・生理・病理	1		
		病弱児の心理・生理・病理	1		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児指導法	2		
		知的障害児アセスメント論	2		
		肢体不自由児教育総論	1		
		肢体不自由児指導法	2		
		病弱児教育総論	1		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育総論	2		
	のな免 領る許 域特状 に別 関支定 欄す援め る教ら 科育れ 目領る (域こ 第以と 三外と	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害児脳科学論	1	
			聴覚障害児の心理・生理・病理		2
視覚障害児の心理・生理・病理				2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		障害児行動分析学		2	
		発達障害児教育総論	2		
		重複・視覚・聴覚障害児教育総論	2		
		ギフトティッド・2E教育論		2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 (第四欄)	障害児教育実習	3			
卒業に必要な単位				26	

注 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、別表(1)から修得すること。

備考

1 別表(7)及び(8)のほかに、卒業研究6単位、選択17単位を修得しなければならない。

2 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、別表(7)又は(8)に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。

(8) 共同教員養成課程教育支援探究コース発達支援専攻及び特別支援教育専攻の「教育の基礎的理解に関する科目等」

区分	授業科目	単位	
		必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理A (理念及び思想)	1	
	教育原理B (歴史・制度)	1	
	教職入門	2	
	現代の教育と社会A	1	
	現代の教育と社会B	1	
	教育心理学A (学習)	1	
	教育心理学B (発達)	1	
	特別支援教育の基礎	1	
	特別支援教育の展開	1	
	教育課程論	1	
	道徳教育の理論	1	
	道徳教育の実践	1	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	教育方法学	1	
	教育とICT活用	1	
	生徒指導と学校カウンセリング	2	
	教育相談の理論及び方法	1	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1	
	教育実践フィールド演習Ⅰ		2
	教育実践フィールド演習Ⅱ		2
	教育実践研究指導法演習		2
	教育臨床体験演習		2
	教職実践基礎セミナー		2
	初等教育課題探究		1
	小学校教科指導探究		1
	実技系教科指導探究		1
	熊本・学びの最前線		2
	日本語教育指導探究		2
	地域教育課題探究		2
	グローバル教育課題探究		2
	幼小連携・小中連携教育論	2	} 2単位選択必修
	LD等学習指導法	2	
	大学生の道徳・倫理	2	
	教育統計	2	
	教育評価		2
	人権教育論		2
	教職保健		2
	学校経営学		2
	児童・生徒の性加害に係る教育支援		2
	小学校教育実習Ⅰ	3	} 5単位選択必修
	小学校教育実習Ⅱ	2	
	事前・事後指導	1	
	初等教育実習Ⅰ	2	
初等教育実習Ⅱ	2		
幼稚園教育実習Ⅰ※2		3	
幼稚園教育実習Ⅱ		2	
教職実践演習 (幼・小・中・高)	2		
卒業に必要な単位		32	

(9) 養護教諭養成課程養護教育コースの「養護に関する科目」及び「教科の指導法」

区分	授業科目	単位			
		必修	選択		
養護に関する科目	基礎医科学	解剖学	2		
		生理学	2		
		生理学実習		2	
		微生物学・免疫学	2		
		薬理学	2		
		病理学		2	
		生化学		2	
		栄養学(食品学を含む。)	2		
		臨床医科学・看護学	看護学概説Ⅰ	2	
	看護学概説Ⅱ		1		
	看護学概説Ⅲ			1	
	看護学実習Ⅰ		1		
	看護学実習Ⅱ		1		
	内科学			2	
	皮膚科学			1	
	小児科学			2	
	外科学		1		
	整形外科			1	
	眼科学			1	
	歯科学			1	
	耳鼻咽喉科学			1	
	産婦人科学			1	
	精神保健学		2		
	臨床実習Ⅰ		3		
	臨床実習Ⅱ			1	
	教育保健		学校保健Ⅰ(小児保健を含む。)	2	
			学校保健Ⅱ		1
		学校保健Ⅲ		1	
		養護学概論Ⅰ	2		
		養護学概論Ⅱ	2		
		衛生学	2		
		公衆衛生学Ⅰ	2		
		公衆衛生学Ⅱ		1	
		公衆衛生学実習		2	
		予防医学	1		
		学校救急処置Ⅰ	1		
		学校救急処置Ⅱ	1		
		学校安全	1		
		健康相談活動の理論	2		
		健康相談活動の方法		2	
		小計		37	
教科の指導法		中等保健科指導法Ⅰ	2		
		中等保健科指導法Ⅱ	2		
		中等保健科指導法Ⅲ		2	
	中等保健科指導法Ⅳ		2		
	性に関する指導		1		
小計		4			
卒業に必要な単位		41			

(10) 養護教諭養成課程養護教育コースの「教育の基礎的理解に関する科目等」

授業科目		単位	
		必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理A (理念及び思想)	1	
	教育原理B (歴史・制度)	1	
	教職入門	2	
	現代の教育と社会A	1	
	現代の教育と社会B	1	
	教育心理学A (学習)	1	
	教育心理学B (発達)	1	
	特別支援教育の基礎	1	
	特別支援教育の展開	1	
	教育課程論	1	
	道德教育の理論	1	
	道德教育の実践	1	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	教育方法学	1	
	教育とICT活用	1	
	生徒指導と学校カウンセリング	2	
	教育相談の理論及び方法	1	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		1
	教育実践研究指導法演習		2
	教育臨床体験演習		2
	教職実践基礎セミナー		2
	日本語教育指導探究		1
	地域教育課題探究		1
	グローバル教育課題探究		1
	熊本・学びの最前線		2
	教育評価		2
	人権教育論		2
	教職保健		2
	学校経営学		2
	児童・生徒の性加害に係る教育支援		2
	事前・事後指導		1
	中等教育実習Ⅰ		2
	中等教育実習Ⅱ		2
養護実習	5		
教職実践演習 (幼・小・中・高)		2	
教職実践演習 (養護教諭)	2		
卒業に必要な単位		35	

備考

1 別表(9)及び(10)のほかに卒業研究6単位及び選択15単位を修得しなければならない。

2 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、別表(9)又は(10)に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。

別表第2(第19条関係)
課程別履修単位表(卒業単位)

課程	コース	科目	基礎科目				教養教育				専門教育										合計							
			情報科目	外国語科目	必修外国語科目	自由選択外国語科目	基礎科目	教養科目			教職科目			初等	中等	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等					専攻	副専攻	主専攻	選科科目	卒業研究	小計	自由選択科目
								現代リベラル教育科目	リベラル教育科目	サイエンス科目	人文科目	芸術科目	体育・スポーツ科目(教養)				体育・スポーツ科学(教養)	日本国憲法科目	教育実践に関する科目	道徳・生徒総合的な学習の時間等の指導科目								
共同教員養成課程	小中連携教育コース	国語科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	14	6	28	2	6	87	10	124								
		社会科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	18	6	28	2	6	91	6	124								
		数学科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	12	6	28	2	6	85	12	124								
		理科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	14	6	28	2	6	87	10	124								
		英語科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	12	6	28	2	6	85	12	124								
		音楽科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	22	6	28	2	6	95	2	124								
		美術科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	12	6	28	2	6	85	12	124								
		保健体育科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	22	6	28	2	6	95	2	124								
		技術科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	15	6	28	2	6	88	9	124								
		家庭科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	17	6	28	2	6	90	7	124								
		国語科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	28	4	28	2	6	84	13	124								
		社会科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	28	4	28	2	6	84	13	124								
		数学科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	28	4	28	2	6	84	13	124								
		理科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	28	4	28	2	6	84	13	124								
英語科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	28	4	28	2	6	84	13	124										
保健体育科	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	28	5	28	2	6	85	12	124										
発達支援専攻	4	7	7	12	1	1	1	2	27	31	4	4	28	8	6	77	20	124										
特別支援教育専攻	4	7	7	12	1	1	1	2	27	16	4	4	28	26	6	80	17	124										
養護教諭養成課程			4	7	7	12	1	1	1	2	27	4	4	35	37	6	82	15	124									

※1：副専攻の教科である。
 ※2：地域枠入学者及び国際枠入学者は、10単位。
 ※3：小学校教育主専攻及び中学校教育主専攻は、「教育実践に関する科目」のうち副専攻の授業科目の単位数。
 ※4：地域枠入学者及び国際枠入学者は、4単位を減じた単位数とする。
 ※5：実技系特色枠入学者は、28単位。
 ※6：実技系特色枠入学者は、0単位。